

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成25年度末までに147件の不服の裁定事件が係属し、147件が終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係が最も多く、砂利採取法関係がこれに次いでいる（表2-3-1、付録4（161ページ）参照）。

平成25年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された1件である。（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成26年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱業法		1	12	4	14	0	31
採石法		4	16	0	22	0	42
森林法		0	1	3	3	0	7
農地法		0	1	2	0	1	4
海岸法		0	1	0	2	0	3
自然公園法		0	5	0	3	0	8
河川法		0	1	1	0	0	2
砂利採取法		5	15	5	15	0	40
都市計画法		0	7	0	1	0	8
その他		0	0	2	0	0	2
計		10	59	17	60	1	147

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成26年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 平成25年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人	処 分 庁	申 請 受付年月日	処理状況
平成24年 (フ) 第2号	宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件	宮城県業者 1社	宮城県 知事	平成 24.8.23	平成 25.9.10 却下

第1節 平成25年度に係属した不服の裁定事件

平成25年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件 (平成24年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

宮城県知事は、申請人からされた宮城県岩沼市押分字西土手地内に係る農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に対し、平成24年7月4日付けで、不許可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、所有権を有している者全員の同意を得ていないとして不許可の処分を行ったが、申請人は、相続人の同意そのものを許可の要件と規定しているとは解釈できないとして、平成24年8月23日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成24年9月27日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

- 平成24年8月23日 裁定申請受付
- 9月27日 裁定申請書の副本を処分庁に送達
- 平成25年7月23日 第1回審理期日
- 9月10日 裁定
- 9月17日 裁定書の正本を申請人に送達
- 9月17日 裁定書の正本を処分庁に送達
- 10月3日 裁定の官報公示(公害等調整委員会公示第4号)

なお、本裁定に対しては、申請人から東京高等裁判所に裁定取消しの訴えが提起されている。(本章第2節1参照。)

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成24年(フ)第2号 宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消 裁定申請事件	裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 本件申請を却下する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定	
1 申請人	処分庁が申請人に対して平成24年7月4日にした農地法5条1項の不許可処分を取り消す。
2 処分庁	
(1) 本案前の答弁	主文同旨
(2) 本案の答弁	本件申請を棄却する。
第2 事案の概要	本件は、砂利採取業を営む申請人が、処分庁に対し、別紙物件目録記載の各農地(以下「本件農地」という。)について、農地法5条1項により賃借権の設定の許可を申請したところ、これを不許可とされたことから、この不許可処分(以下「本件不許可処分」という。)の取消しを求める事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した不服裁定」と進み、該当する事件を参照)

第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

平成25年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

1 東京高等裁判所平成25年(行ケ)第117号事件

(1) 裁定事件の概要

宮城県岩沼市押分字西土手で砂利採取業を営む株式会社である申請人が、宮城県知事(原処分庁)による農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に係る不許可処分(以下「本件不許可処分」という。)に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、平成25年9月10

日、前記申請を却下する旨の裁定を行った(平成24年(フ)第2号事件、本章第1節1参照)。

(2) 取消訴訟の概要

申請人(原告)は、裁定委員会の本件裁定を不服として、国を被告として、平成25年11月12日、東京高等裁判所に対し、その取消しと公調委への差戻しを求める訴えを提起し、さらに同年11月29日付けで本件不許可処分取消しを求める請求を追加した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理の結果、平成26年3月19日、原告の請求を棄却し、本件不許可処分取消しを求める訴えを却下するとの判決を言い渡した。判決の概要は、以下のとおりである。

原告は、平成24年8月23日にした本件裁定申請につき、裁定委員会が申請後1年余りを経た平成25年9月10日にこれを不適法として却下する裁定をしたことは、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(以下「土地利用調整手続法」という。)26条1項に反する旨を主張する。しかし、土地利用調整手続法26条1項は、裁定委員会において、申請を不適法であると認めて却下するか否かの判断に際し、当事者双方の主張等を吟味し、そのために相応の時間を要することを当然に予定しているものと解される。本件裁定に至る審理の経過を見ると、平成25年7月22日までは申請の適法性に関する当事者の主張が交わされていたことが認められ、同日から約50日後の同年9月10日付で本件裁定申請を不適法として却下する本件裁定をしたからといって、却下までの期間が当事者双方の主張内容等を吟味するのに不相応に長いものであったとは認められず、申請が不適法であると認めてから「直ちに」これを却下しなかったということとはできない。したがって、土地利用調整手続法26条1項に違背してされた裁定の効力について判断するまでもなく、原告の主張は理由がない。

また、原告は、本件裁定申請は農地法53条2項所定の「その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの」に当たり、公害等調整委員会が裁定すべき事項である旨を主張する。土地利用に関する裁定制度において公害等調整委員会の判断が尊重される根拠となる専門性・技術性は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益や他産業との間の土地利用の調整に関するものといえるから、不服の理由が「鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの」であるとして公害等調整委員会に裁定を申請することができるのは、農地法4条1項又は5条1項による許可に関する処分に係る不服申立てのうち、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益や他産業との間の土地利用の調整が判断の対象となると解すべきである。本件裁定申請の対象である本件不許可処分の理由は、民法の解釈を前提とした農地法固有の判断事項であり、公害等調整委員会が専門性・技術性を有する土地利用調整に係る事項には当たらない。したがって、本件裁定申請にかかる不服の理由は、農地法53条2項所定の「鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するもの」には当たらず、公害等調整委員会が裁定すべき事項ではないというべきであり、本件裁定申請を不適法として却下した本件裁定は相当である。

以上のことから、本件裁定の取消しを求める原告の請求は理由がないため棄却する旨判示された。

なお、本件裁定を判決により取り消す場合、事件を公調委に差し戻す旨を殊更に判決主文に掲げる必要はなく、また、本件不許可処分取消しを求める訴えは不適法である旨も判示された。